

## 介護保険部会 予防ケアプラン業務「包括から居宅へ移行させるべき」

2021年度の介護保険法改正の審議で、介護予防支援業務（予防ケアプラン）の見直しが検討されています。10月9日の厚労省・社会保障審議会介護保険部会で論点とされ、委員からは「地域包括支援センターの業務から外して居宅介護支援事業所が担うべき」との声が相次ぎました。

地域包括支援センターに寄せられる相談件数は年々増加しており、17年度は1,311万件。3年間で2割以上伸びています。1カ所当たりの件数も、14年度2,368件から17年度は2,601件に増えており、センター数の伸びを上回っています。厚労省によると、地域包括支援センター職員の67%が法定労働時間を超えて勤務しています。特にセンターが時間を割いている業務の一つが介護予防支援業務（総合事業のケアマネジメントを含む）で、平均で業務時間の3割近くを占めています。

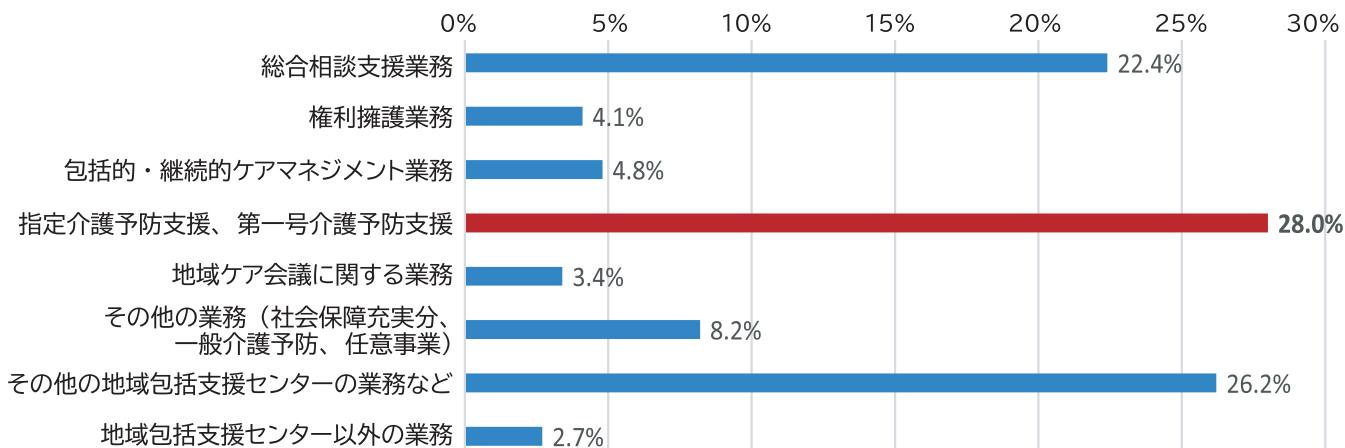
こうした背景から、厚労省は「介護予防支援業務は適切なケアマネジメントを実現する観点から、引き続き地域包括支援センターが担うことが重要。その際、外部委託を行いやすい環境整備を進めてはどうか」との論点を提示しました。センターが担う現行の仕組みを維持しつつ、外部委託を推進する方策の検討を呼び掛けました。

これに対し、日本介護支援専門員協会の濱田和則副会長は、「居宅介護支援事業所が介護予防支援の事業所指定を受けられるようにしてもらいたい」と要望しました。さらに「介護予防支援業務は居宅介護支援事業所へ移すべきだ。併せて低すぎる単価も見直さなければならない」（江澤和彦・日本医師会常任理事）、「今後、主任ケアマネが管理者を担っていくことも踏まえれば、居宅介護支援事業所が担ってもよいのではないか」（大西秀人・全国市長会介護保険対策特別委員会委員長）、「外部委託ではなく、業務自体を整理すべき」（伊藤彰久・日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長）など、介護予防支援業務をそもそも地域包括支援センターの業務から外し、居宅介護支援事業所が担うべきとの主張が多く挙がりました。厚労省は「これらの意見などを踏まえて改めて検討したい」と説明しています。

### 外部委託の割合 47%

地域包括支援センターが担う介護予防支援の件数は1,157万件（2016年度）です。そのうちの47.7%が外部委託されています。13年度の40.9%と比べると6.8ポイント上昇しており、外部委託の割合が高まっています。

地域包括支援センターの業務時間割合 (n=740)



出典＝「地域包括支援センターの業務実態に関する調査事業」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)